基本構想検討シート　：　平和・人権分野

1　現行基本計画内の平和・人権分野における主な成果・実績

（1）戦争の悲惨さ、平和の尊さの啓発

・広島市小・中学生派遣（H2～H30　延べ735人）
・平和記念標語事業（S62～H30　延べ104,554点）
・平和祈念のつどい、「平和の石」のつどい、「平和の鐘」の打鐘

毎年度実施

（2）核兵器廃絶へ向けた取組

・国連事務総長への区長親書（核兵器廃絶に向けた取組を強化、推進することを求める要請書）の送付（平成22年4月22日）
・平和首長会議（世界の都市が連帯して核兵器廃絶を目指す団体）への加盟（平成22年5月1日）
・北朝鮮核実験への抗議（平成29年9月11日　ほか延べ6回実施）

（3）外国都市との友好交流

・中浪区と友好増進及び交流協力覚書を締結（平成25年10月28日）
・目黒区・東城区・中浪区の3区の中学生による交流事業を開催

（4）人権尊重の理念を普及するための人権啓発

・人権・男女平等推進担当者会議の開催
・人権週間区民のつどい、人権オープンスクールの実施

（5）男女平等・共同参画の推進

・啓発誌等の作成
・男女平等・共同参画審議会・オンブーズの運営

（6）男女平等・共同参画センター運営

・女性問題及び男女平等・共同参画の推進に関する情報の収集・提供、相談業務
・ネットワーク・交流活動、女性関係団体の育成、各種団体の活動支援
・男女平等フォーラムの開催

2　平和・人権分野における近年の社会状況の変化・国や都の動き

■近年の社会状況の変化

（1）被爆者の高齢化が進んでおり、平成30年3月末現在の被爆者（被爆者健康手帳所持者）平均年齢が82.06歳となっている。（厚生労働省ホームページより）
（2）平成29年7月開催の国連総会で、被爆者をはじめ、多くの人々の核兵器廃絶への強い願いが実を結び、「核兵器禁止条約」が採択された。
（3）北朝鮮の核・ミサイル問題、中東紛争、世界各国におけるテロなど、紛争や脅威が絶えない。
（4）国内では国の安全保障・防衛のあり方に関する議論が行われている。
（5）少子高齢化や高度情報化、国際化の進展により、生産年齢人口の減少、社会や職業のあり方の変化、地域社会のつながりや支えあいの希薄化、価値観の多様化などを生み出している。
（6）社会情勢の変動に伴い、人権課題は多様化し、区が取り組むべき新たな人権課題が顕在化している。
（7）性的指向や性自認の多様性についての社会的関心が高まり、その理解促進のための様々な取組が各自治体で進められている。

■国や都の動きや方向性

（1）国：平和安全法制の整備。都：東京都平和の日関連事業の実施。
（2）国：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年）」等により、人権尊重社会の早期実現に向け、総合的かつ計画的に推進。
（3）国：平成28年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の3法が施行。背景に、現在もなお存在する障害者差別等人権被害、ヘイトスピーチや部落差別等のマイノリティに対する差別の扇動行動やITを通じた拡散等の社会問題がある。
（4）都：平成27年に東京都人権施策推進指針を策定。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、人権尊重の理念がより一層社会に浸透していくことを目的とした「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が平成30年10月に施行。

3　区の現状

（1）終戦から73年が経過し、今なお戦争の傷跡や苦しみを抱えている方々がいる一方、戦後生まれの世代が9割近くを占めるようになり、戦争の記憶や記録が風化していく中で、平和の尊さを次世代に語り継いでいくことがますます重要になっている。（図表1参照）

【「目黒区人権に関する意識調査（平成31年4月）」により明らかとなった現状】

（2）性別役割分担意識については否定的な傾向だが、区民の5人に1人が、男女（性）差別について、自分や家族の人権が侵害されたと感じたことがある。また、「学歴差別」、「子どもへのいじめ・虐待」、「プライバシーの侵害」、「職業差別」、「高齢者への差別・虐待」、「障害者への差別・虐待」の人権侵害の経験も依然として少なくない数が存在している。なお、新たな人権課題として関心の高まっている性的指向・性自認に基づく差別も存在している。（図表2参照）
（3）（2）のとおり、多くの人権問題が生じている要因には、同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理な因習的意識があると考えられ、違いを認め合い、相互に尊重し合うことの大切さを正しく理解しているとは言い難い状況がある。
（4）区民の過半数が、人権が侵害されたと感じても相談せず黙って我慢している。（図表3参照）

図表１：目黒区における戦後生まれの世代推移

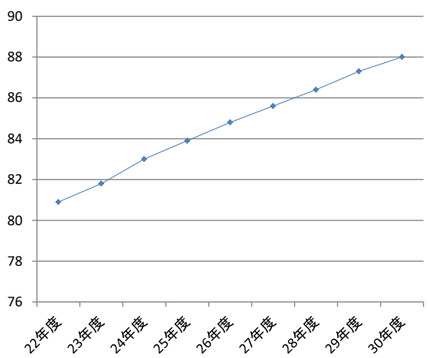

出典：目黒区年齢別人口表から所管課作成

図表２：自分や家族の「人権」が侵害されたと感じたこと

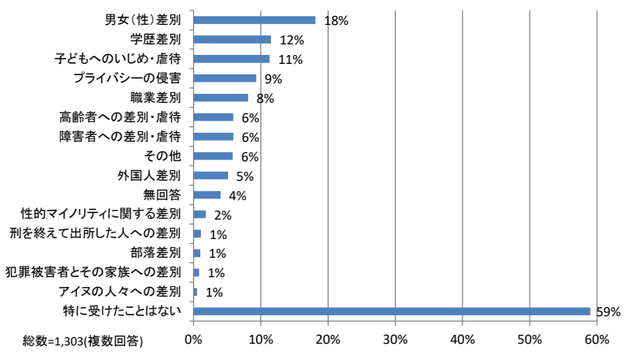

出典：目黒区人権に関する意識調査（平成31年3月）

図表３：最もひどい人権侵害への対応

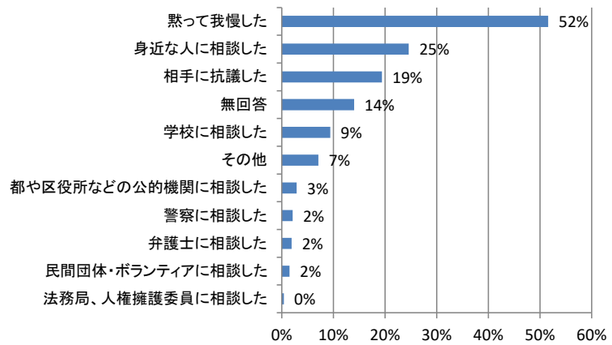

出典：目黒区人権に関する意識調査（平成31年3月）

基本構想検討シート　：　平和・人権分野

4　平和・人権分野の個別計画の概要

■目黒区平和都市宣言　　昭和６０年５月３日　目黒区

かつて人びとは、戦火に包まれ悲しい歴史の一ページをつくった。
時は移り、今、平和の尊さをしみじみと思う。
青い空、緑の木々。
街には明るいあいさつがかわされ、人びとの顔にほほえみが浮かぶ。
この幸せを再び失ってはならない。
わたくしたちは、地球のすべての人びとともに
永遠の平和を築くよう努力する。
この誓いをこめて、目黒区は平和憲法を擁護し、核兵器のない平和都市であることを宣言する。

■男女平等・共同参画推進計画（平成28年2月策定　計画期間：平成28年度～32年度）

【計画の目的】
「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」の基本理念に基づき、男女が平等に共同参画する社会づくりに向けて、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合うとともに、自らの意思によって、その能力を発揮し、家庭、職場、地域などあらゆる分野において平等に共同参画する社会を目指し、区が総合的に施策を展開することを目的とする。

5　新たな政策課題

（1）戦後生まれの世代が9割近くを占めるようになった。原爆被爆者の高齢化も進み、原爆被害、戦争の記憶の継承が難しくなっている。また、区内の被爆者団体の活動も休止している。

（2）全庁的な連携により平和の普及・啓発への取組を充実させるとともに、多様な区民の活動を支援することにより、平和の普及啓発の意識の醸成を図っていく必要がある。また、平和記念事業を継続実施する中で、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えていく重要性が増している。

（3）外国の都市との交流事業については、自治体レベルでの交流に加えて、住民同士の交流を積極的に行っていく必要がある。

（4）人権に関する意識調査（31年3月）によれば、区民の大半は、人権は尊重されるべきものと認識しているが（82.2%）、男女（性）差別をはじめ様々な差別や偏見が依然として多く存在する。人権を尊重する社会を 実現するために必要な取組としては、人権教育の充実（48.1%）と、教職員や公務員などの人権意識の向上（40.5%）を求める意識が高い。

（5）性的指向や性自認に基づく差別などが新たな人権課題となっており、すべての人の多様性を尊重する取組の重要性が増している。多様性について学習することは、区民や職員の固定観念を問い直すだけではなく、一人ひとりが力強く生きていくための活力をもたらす。誰もがお互いの多様性を尊重し合い、誰もが等しく能力を発揮できるような、活力あふれる地域社会を構築していく必要がある。

（6）人権尊重意識の醸成とともに、具体的な人権侵害について、区民が安心して気軽に相談ができる相談体制の充実を図っていく必要がある。

6　課題解決の方向性（5年後、10年後）

5年後

（1）区で作成している広島市小・中学生派遣体験レポート集、被爆体験講話集や広島市の平和記念資料館等が所有する資料の活用などによる、戦争の記憶の継承方法を検討していく。

（2）東城区及び中浪区との交流について、青少年の交流に加えて、成人を含めた住民同士の相互交流に向けた取組を推進していく。

（3）差別や偏見のない社会に向け、すべての人権課題解決に向けた正しい知識の普及と様々な手法による人権啓発・教育活動を推進していく。

（4）多様な性のあり方など新たな人権課題に向き合い、全ての人の多様性の尊重に向けて取組を進めていく。

（5）相談機関や関係機関との連携により相談支援体制のより一層の充実を図っていく。

１０年後

（1）学校等と連携しながら、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に継続して伝えるための取組を継続していく。

（2）海外の友好都市を中心とした、住民レベルでの相互交流が定着するよう取組を推進していく。

（3）人権尊重の理念が充分に浸透・確立し、お互いの多様性を認め合う適切な行動が当たり前となるよう、人権啓発・教育活動を継続・強化していく。

（4）周囲の無理解や偏見などから日々の生活の中で生じる様々な困難などの課題について整理し、更なる支援策を講じていく。

（5）性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが等しく能力を発揮できるような活力ある地域社会の形成を目指し、社会のあらゆる分野の活動への対等な立場での一層の積極的な参画を促していく。

7　あるべき姿・将来像

審議会で検討予定

基本構想検討シート　：　産業振興分野

1　現行基本計画内の産業振興分野における主な成果・実績

（1）雇用・就労支援の充実
- ・ワークサポートめぐろを総合庁舎内に設置し、仕事の相談、紹介、求人情報を提供
- ・国、産業団体、区で構成する「雇用問題連絡会議」での情報共有、効果的な雇用対策の推進
- ・就労希望者を対象とした就労支援セミナー、就職ミニ講座の開催
- ・ハローワーク渋谷と区の共催による総合庁舎での区内企業就職面接会の開催

（2）商店街活性化の推進
- ・商店街のイベント活動や地域住民との交流・連携の仕組みづくりの支援
- ・付加価値サービスの充実や生活者へのきめ細かなサービスを提供できる商店街づくりの支援
- ・地域の人々に頼られる商店街づくりやニーズに合うサービス提供、ICTの活用などの新たな取組の支援
- ・若手商業者の育成、能力が発揮できる組織体制づくりの支援

（3）中小企業等の経営基盤の強化
- ・国の認定を受け、既存の創業セミナーの大幅な内容充実
- ・中小企業経営者、従業員向けのスキルアップにつなげる研修の実施
- ・異業種交流会の支援、異業種フォーラム等の開催
- ・区内の中小企業が、事業経営の安定や設備の近代化を図る際に必要な事業資金を低利で利用できるようにするための取扱金融機関に対する融資のあっせん、融資に対する利子補給

（4）消費生活の安全・安心の充実
- ・消費生活で必要とされる消費者力向上のための学習講座の開催（年10数回、参加者400人余）
- ・消費者被害防止や消費生活情報提供のための出張講座の実施（年30～40回）
- ・高齢者の悪質商法等による消費者被害が減らないため、講座等、消費生活トラブルの未然防止啓発を実施
- ・高齢者見守りネットワークを活用した高齢消費者被害防止への取組（情報交換会・訪問等）

2　産業振興分野における近年の社会状況の変化・国や都の動き

■近年の社会状況の変化

（1）リーマンショック直後の平成21～22年は0．5前後だった有効求人倍率が平成29年は1．6程度と約3倍になっている。

（2）中小企業の景況は緩やかな改善傾向にある一方、生産年齢人口は減少しており、都内中小企業の経営上の課題として「求人難」と回答する企業の割合が高まっている。

（3）ネットショッピングが普及し、従来は小売店で購入していたものをインターネットで購入する動きが強まっている。

（4）消費税法の改正により、平成26年10月から消費税率が8%に引き上げられた。また、令和元年10月には10%に引き上げることが予定されている。

（5）訪日外国人の増加により、インバウンド消費が伸びている。

（6）東日本大震災が契機となり、業務継続計画の重要性が高まっている。

（7）高度情報通信社会の進展、グローバル化の進展、技術革新の進行が消費生活に影響を与えている。

（8）消費者は世界中から物や情報を入手することができ、利便性が飛躍的に向上している。

■国や都の動きや方向性

（1）国は雇用政策研究会を通じて人口減少社会への対応等、雇用システムのあり方を検討している。

（2）産業振興分野に関連する法律として、地域商店街活性化法、産業競争力強化法、小規模企業振興基本法等が整備された。

（3）消費者行政の分野では、消費者庁が発足し（平成21年9月）、消費者安全法、消費者教育推進法等が整備された。

（4）都はグローバル化の進展や人口減少・高齢化などの変化によって生じる脅威を克服し、中長期的な視点に立った施策を展開するため、東京都産業振興基本戦略（2011-2020）を策定した（平成23年度）。

（5）都は中小（小規模）企業振興の基本理念を定めて施策を総合的に推進するため、東京都中小企業・小規模企業振興条例を制定し（平成30年12月）、併せて今後10年程度の期間における課題解決の方向性を示した東京都中小企業振興ビジョンを策定した（平成31年1月）。

3　区の現状

（1）目黒区を管轄するハローワーク渋谷、都及び全国の有効求人倍率の推移から、企業の人手不足が明確になっている。（図表1）

（2）日本標準産業分類（総務省告示）の大分類別に見た区内事業所数は卸売業、小売業が最も多く、平成28年には2，920所ある。（図表2）

（3）事業所が生み出した価値を計る指標となる付加価値額は、卸売業、小売業が特に多く、概ね他業種の3倍以上になっている。（図表3）

（4）区内事業所の従業者規模は、4人以下の事業所が56．9%を占めており、30人未満の事業所が94．0%となっている。

（5）区内小売業の年間販売額は年々減少しており、平成14年と平成26年を比較すると約500億円減少している。

（6）経済センサス活動調査に基づく製造業の区内事業所数は平成27年に325所あり、従業者3人以下の事業所が51．7%を占めている。

（7）消費生活相談の年間件数（平均）が減少した（参考：平成12～21年度：2，420件→平成22～29年度：2，286件）。

図表１：有給求人倍率の推移

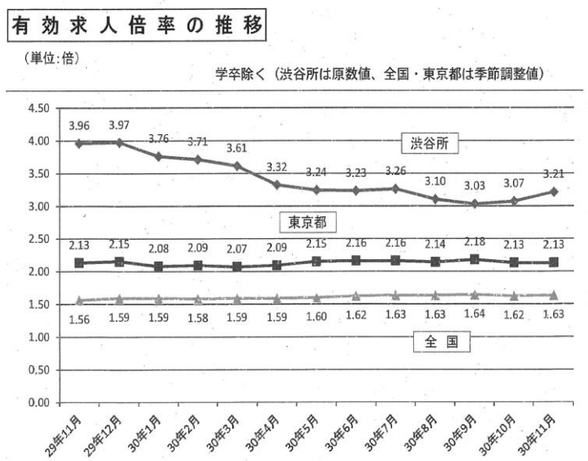

出典：統計月報（ハローワーク渋谷）

図表２：区内事業所数（産業大分類に基づく）：平成24・26・28年

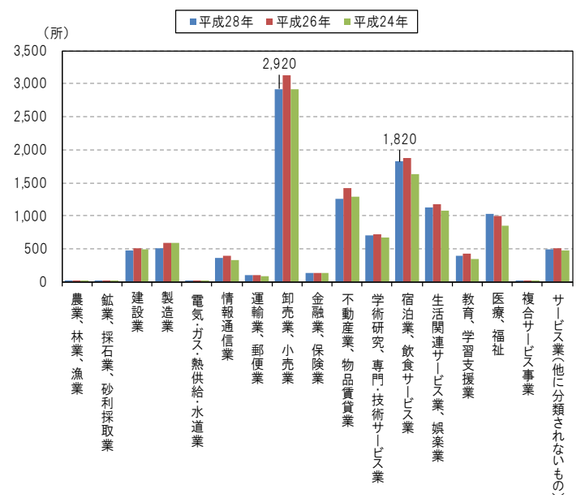

出典：経済センサス活動調査、経済センサス基礎調査（平成２４，２６，２８年）

図表３：区内事業者の付加価値額：平成２８年

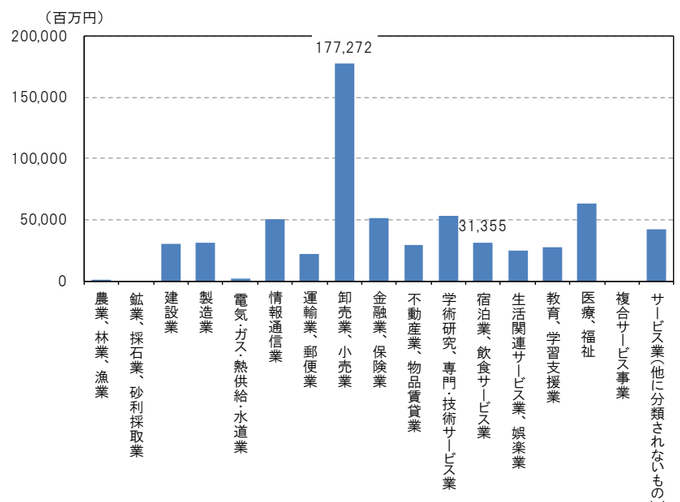

出典：経済センサス活動調査（平成２８年）

基本構想検討シート　：　産業振興分野

4　産業振興分野の個別計画の概要

■目黒区産業振興ビジョン　平成31年3月策定　計画期間：平成31年度から概ね10年間

【基本理念】
新たなチャレンジと安定・継続を目指して、まちを活かす魅力を生み出す産業振興

目黒区の産業的特徴を活かしながら、新しい価値・新しい魅力を創出しようとする事業者を後押しするとともに、区内事業者の経営の安定性・継続性を高める。それにより、チャレンジしようとする意欲ある事業者を呼び寄せ、さらに定着させていくことで、魅力的な商業集積や地域産業を形成していく。
地域産業全体が安定して維持・発展できる環境が整い、提供されるサービス等の質が向上することは、区民の生活環境のより一層の充実につながる。そして、目黒区における日々の暮らしに新しい価値が生まれ、「住みたい」「訪れたい」と思われる目黒区の魅力がますます向上していく好循環を目指す。

5　新たな政策課題

（1）地域経済が持続的に発展していくためには、創業や円滑な事業承継を支援し、人手不足への対応を強化していく必要がある。

（2）企業経営の悪化防止のために、融資あっせんや専門家の派遣、経営に関するセミナー等の事業を継続的に取り組んでいく必要がある。

（3）専門家を派遣して支援を行う事業については、各事業者の課題や実情に応じて、精度の高い支援策が必要である。

（4）市場・価値創造力の強化に向け、商店街と大学の連携や起業・創業期における大学の学術資源の活用など、幅広い連携を図っていく必要がある。

（5）技術開発や研究支援は実績・成果が十分ではなく、事業者のニーズなども踏まえて事業のあり方を見直す必要がある。

（6）地域の魅力の創造に向け、ブランディングによる誘客が商店街や近隣の商店の利用につながるような取組を検討していく必要がある。

（7）付加価値サービスや商品開発について、商店街の個性をアピールするための施策を検討していく必要がある。

（8）高齢者の悪質商法等による消費者被害や成人年齢引下げによる若年者の消費者被害を予防する必要がある。

（9）消費生活を巡る課題の多様な変化に対して、適切かつ迅速な対応が求められている。

6　課題解決の方向性（5年後、10年後）

5年後

（1）事業者の経営基盤の強化や経営力向上に向けた取組を支援し、区内産業の安定的で継続的な発展につなげていく。

（2）技術力や商品開発力のある区内事業者や区内大学等、区の産業資源を活用し、連携することで支援を充実させていく。

（3）商店会の価値を高める活動を支援し、幅広い世代の商店会加入を促進して商店会を活性化させていく。

（4）区民が必要な情報を得られるように側面支援し、主体的に必要かつ的確な情報を収集して商品やサービスを選択できるようにしていく。

１０年後

（1）社会経済情勢の変化に対応できるよう中小企業の経営基盤を強化し、地域産業を維持・発展させていく。

（2）技術・製品・サービス開発に意欲のある事業者を支援し、事業者のさらなる成長を促進させていく。

（3）商店街関係者が自ら考え行動して魅力にあふれる商店街づくりを行うことを推進していく。

（4）消費者の意識を高め、消費生活をめぐるトラブルを減少させていく。

7　あるべき姿・将来像

審議会で検討予定

基本構想検討シート　：　芸術・観光・自治体交流分野

1　現行基本計画内の芸術・観光・自治体交流分野における主な成果・実績

（1）芸術文化活動の促進

・芸術文化の鑑賞の機会や発表の場の提供など、芸術文化活動の促進に向けた各種支援
・旧前田邸や総合庁舎など、区内の芸術文化資源を活用した特色ある事業の実施
・めぐろ子ども音楽祭や親子で参加できるワークショップの実施など、子どもから大人まで多くの人が芸術文化に親しむ機会の提供
・目黒区文化祭の実施など、芸術文化活動団体への適切な支援
・伝統文化子ども教室の実施など、地域に継承される伝統文化への適切な支援

（2）多様な地域交流、多文化共生の推進

・区民まつりや地域のイベントを通じた地域交流の機会の提供及び支援
・大使館、MIFAフェスや外国人支援団体等との交流を通じた外国人住民との交流機会の拡大
・平成29年3月に多文化共生ビジョンを策定し、英文情報紙の発行や講演会等を実施するなど多文化共生の取組を実施
・平成22年に気仙沼市、平成29年に金沢市と友好都市協定を締結し、角田市（平成20年5月友好都市協定締結）のマラソン大会に区民が参加する機会の提供など、国内自治体との交流を推進

（3）観光まちづくりの推進

・自由が丘地域における観光ビジョンに基づく「まちの魅力をはぐくむモデル地区整備プロジェクト」の実施
・区の観光資源の掘り起こし、ボランティアガイドなど目黒を語りたい人の発掘や語れる人員増への取組
・区内の観光資源や区有施設をロケ撮影に活用し、区の魅力を広く発信及び地域の活性化への取組
・平成28年に一般社団法人化された「めぐろ観光まちづくり協会」を中心に、まち歩き事業の展開など、区民、事業者、地域団体及び行政が連携した観光まちづくりの推進

2　芸術・観光・自治体交流分野における近年の社会状況の変化・国や都の動き

■近年の社会状況の変化

（1）芸術文化活動の促進

・平成29年に文化芸術振興基本法の一部が改正された（改正後：「文化芸術基本法」）ことにより、文化芸術の施策の推進に当たって、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図ることが求められている。
・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）は、スポーツだけではなく文化についてもレガシーを残す大会を目指すとしており、障害者アート展などの様々な文化プログラムの実施が求められている。

（2）多様な地域交流、多文化共生の推進

・東京2020大会の大会ボランティア、都市ボランティアなどに多くの人が自発的に参加するなど、ボランティア活動への意欲の高まりとともに、多文化共生社会への理解が浸透してきている。

（3）観光まちづくりの推進

・東京2020大会に向けて、機運醸成イベントの実施や多言語化の推進などがより一層求められるようになった。

■国や都の動きや方向性

【国】

（1）芸術文化･･･平成27年に「文化芸術に関する基本的な方針（第4次基本方針）」を、平成30年には、「文化芸術振興基本計画」を策定し、「約6割の国民が日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げることを目指す」などをはじめとした、成果指標を示している。

（2）地域交流・多文化共生･･･文部科学省は「文化芸術立国中期プラン」を平成26年3月に決定し、東京2020大会に合わせ、「海外での日本文化の総合的な紹介イベントの開催」など文化交流の促進政策を示している。

（3）観光･･･観光立国に向け、平成28年3月に「明日の未来の日本を支える観光ビジョン会議」を策定。平成30年は訪日外国人旅行者数が、3,000万人を初めて突破し、過去最高を記録した。

【都】

（1）芸術文化･･･東京2020大会をスポーツだけでなく文化の祭典でもあると捉え、文化プログラムを展開。また、その先を見据えた指針として、平成27年3月に「東京都文化ビジョン」を策定。

（2）地域交流・多文化共生･･･2020年以降も東京がグローバル都市として持続的に発展するため、「東京都多文化共生推進指針～世界をリードするグローバル都市へ～」を平成28年に策定。

（3）観光･･･平成29年度より、社会の変化に迅速に対応しつつ効果的な観光施策を講じるため、毎年度観光産業振興実行プランを策定している。平成29年の訪都国内旅行者数は、約5億2,331万人であり、訪都外国人旅行者数は約1,377万人となり、訪都外国人旅行者数については過去最高を記録した。

3　区の現状

（1）平成31年2月1日現在の外国人登録者数は9,108人であり、人口の約3%を占めている。（図表1）
（2）平成30年3月31日現在の（一社）めぐろ観光まちづくり協会会員数は、個人が60口（正会員11口）、法人・団体が28口（正会員は20口）である。（図表2）
（3）平成29年度の文化ホールの利用率は、パーシモンホール大ホール84.3%、小ホール85.2%、中目黒GTプラザホール95.1%である。（図表3）
（4）平成29年区政に対する意識調査で、区内で美術・音楽・演劇等に接したことがある割合は50.2%である。（図表4）

図表１：総人口における外国人登録者数

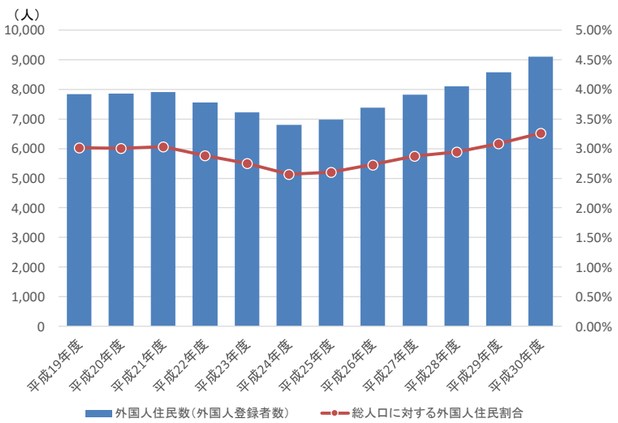

出典：平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は住民基本台帳による

図表２：（一社）めぐろ観光まちづくり協会　会員数

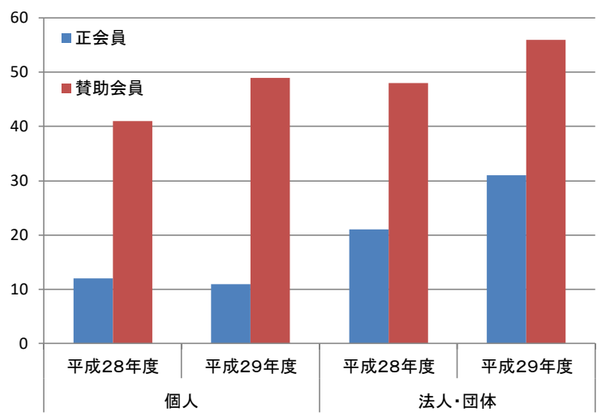

出典：所管課作成

図表３：目黒区文化ホール利用率

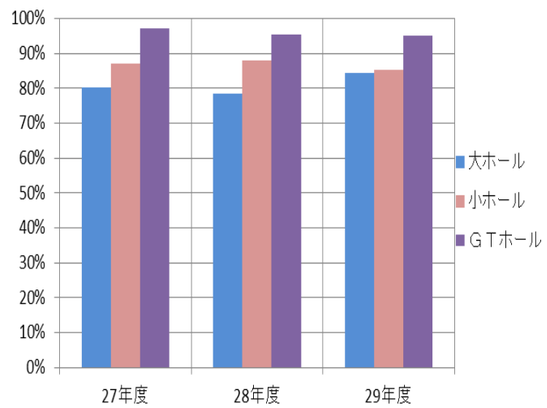

出典：所管課作成

図表４：区内で美術・音楽・演劇に接したことのある区民の割合

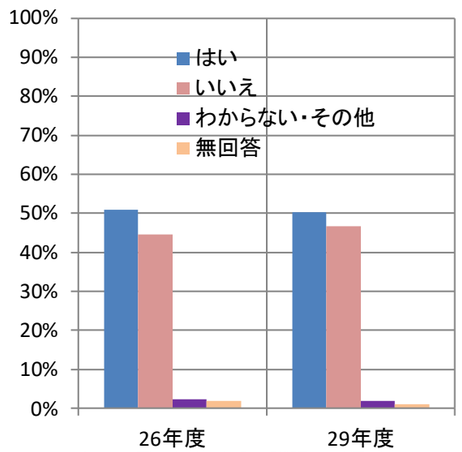

出典：区政に対する意識調査（平成26、29年度）

基本構想検討シート　：　芸術・観光・自治体交流分野

4　芸術・観光・自治体交流分野の個別計画の概要

■めぐろ芸術文化振興プラン　平成28年3月策定

計画期間：平成28年度～37年度

【目的】
区民が普段から芸術文化に触れられ、自ら身近な芸術文化活動に関わり、芸術文化によるコミュニケーションが活発になることを目的とし、「文化縁」の形成とその充実を図り、芸術文化の振興を図ります。
【目標】
①芸術文化への多彩なアプローチづくり
②芸術文化活動への支援
③ネットワークの充実

■多文化共生推進ビジョン　平成29年3月策定

【基本目標】
「世界に開かれた豊かな人間性をはぐくむまち」の実現
～外国人住民と共に生きるまち目黒を目指して～
【施策目標】
①外国人住民が地域で安心して生活し、働くことができる環境整備
②外国人住民の地域社会への参画促進
③区民と外国人住民との共に歩む意識の醸成

■目黒区観光ビジョン　平成27年3月策定

計画期間：平成27年から概ね10年間

【目標】
人々の心を豊かにし、まちの活力を高める
【方向】
①資源の活用と育成～魅力ある地域資源をはぐくむ～
②環境の整備～訪れたいまち、おもてなしのまちをつくる～
③情報の受・発信～魅力ある情報の収集と発信～

5　新たな政策課題

（1）さらなる「文化縁」の形成と充実に向けて、あらゆる区民の芸術文化活動を支援し、芸術団体間のネットワークの充実を図る必要がある。

（2）東京2020大会を契機とした新たな事業展開や、区内の様々な団体・企業等との連携により、より多くの区民が芸術文化に触れる機会を提供する必要がある。

（3）増加する外国人住民が安心して地域で生活し働ける環境整備や、多様な価値観や文化を相互理解する意識を醸成する必要がある。

（4）東京2020大会後もホストタウン事業の継続を含め、地域や区内大使館と連携・協力を強化しながら、外国人住民と地域住民の交流を拡充していく必要がある。

（5）総合的なまちづくりの視点で、「観光」と「地区整備」・「福祉」・「環境」などの他分野との連携・協力を推進する必要がある。

（6）東京2020大会開催などによる訪日外国人旅行者数の増を踏まえ、区の魅力を多言語で様々ツールによる情報提供や、区のフリーwifi及び自転車シェアリング等との連携など、外国人を意識した「おもてなしプログラム」に、様々な分野と連携・協力しながら取り組んでいく必要がある。

6　課題解決の方向性（5年後、10年後）

5年後

（1）芸術文化への多彩なアプローチづくり、活動支援、ネットワークの充実へ取組む。

（2）外国人住民や来訪する外国人に対して、行政、地域や生活情報などを多言語により幅広く提供できるよう取組を強化する。

（3）東京2020大会終了後も外国人住民を含む外国人と地域住民が様々な交流が図れるよう取組を充実させる。

（4）地域資源・人材などを活用した「おもてなしのまち」への環境整備を行う。

（5）外国人を含む来訪者の増加を踏まえ、区の魅力を様々なツールを用いて情報発信する。

10年後

（1）「文化縁」が新たな世代などによって更に充実した環境の下、芸術文化への多彩なアプローチづくり、活動支援、ネットワークの充実への取組を加速させていく。

（2）多文化共生の意識が区民に根付き、外国人住民を含む外国人と地域住民との間に垣根や偏見がなくなり、外国人住民が地域に溶け込み、高齢化が進む地域の担い手になるなど、これまでの取組を充実させながら、相互理解をさらに深めていく。

（3）多くの外国人を含む来訪者が区を訪れる中でも、魅力が高まった区の情報を誰でも気軽に受発信できる環境を維持・向上させていく。

7　あるべき姿・将来像

審議会で検討予定

基本構想検討シート　：　スポーツ振興分野

1　現行基本計画内のスポーツ振興分野における主な成果・実績

（1）スポーツ・レクリエーション活動の促進
・ラジオ体操、ウォーキング事業、地区スポーツ大会、体育施設における一般公開や教室事業など、身近な場所で気軽に行うスポーツ・レクリエーション活動を通じた生きがい・健康づくり、相互交流の促進、様々な分野と連携した地域づくりの展開
・指定管理者の専門性や事業ノウハウを生かした施設の一般公開や教室・講習会等の魅力向上・充実
・身近な場所で日常的に参加できるなど障害者の健康・体力づくりの機会拡充
・指導者研修機会の充実（子どもの発育・発達の視点、障害者のスポーツ活動等の指導方法を含む）
・地域スポーツの発展に向けた目黒体育協会や同加盟団体等のスポーツ関係団体、学校や地域団体等との連携・協力
・老朽化した区民体育館・区民プールの改修・改築等の整備（ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたバリアフリー化を含む）

（2）家庭・地域社会と学校との連携・協力の推進
・区立学校施設（校庭・体育館・プール等）の開放による家庭・地域社会と学校との連携・協力の推進
・学校を地域のふれあいや活動を支える場とするため、住民の主体的参加により活動する学校開放運営委員会の支援

2　スポーツ振興分野における近年の社会状況の変化・国や都の動き

■近年の社会状況の変化

（1）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて区民のスポーツ機運が向上しており、オリンピック種目はもとより、ボッチャや車いすテニスなどパラリンピック種目への興味・関心も高まっている。

（2）ラグビーワールドカップ2019™日本大会や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、大会ボランティアや都市ボランティアなどに多くの人が自発的に応募するなど、ボランティア活動への意欲が高まっている。

■国や都の動きや方向性

【国】

（1）「スポーツ基本法」（平成23年施行）に基づき「スポーツ基本計画」策定（平成24年）
計画には基本的政策課題として、関心や適性等に応じ、年齢や性別、障害の有無等を問わず、広く人々がスポーツに参画することができる環境を整備することが位置付けられている。

（2）スポーツ庁の創設（平成27年10月）

（3）「スポーツ実施率向上のための行動計画」策定　（30年9月）
「成人の週１回以上のスポーツ実施率65%（障害者40%）」の目標達成のため、広く国民全体に向けた新たなアプローチや即効性のある取組を行う。

＜方向性＞
・スポーツ実施率の向上
一人でも多くの人がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「スポーツ・イン・ライフ（生活の中にスポーツを）」）という姿を目指す。

【都】

（1）「東京都スポーツ推進総合計画」策定（30年3月）
「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念とし、都民のスポーツ実施率70%を達成し、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」の実現を目指す。

（2）都民のスポーツ実施率（56.3%（28年度））を世界トップレベルの70%まで向上させる（2020年まで）

＜方向性＞
・都民のスポーツに対する機運醸成、環境整備、活動支援
・アスリートの発掘・育成による技術力の向上
・スポーツ資源の活用による国際交流、観光、都市づくり政策への連動
・障害者スポーツの普及促進

3　区の現状

（1）運動・スポーツ実施率（成人）（目黒区世論調査）
１回30分以上の運動やスポーツを「週に1回以上行っている人」は、45.1%（29年度）、44.6%（26年度）、43.6%（21年度）。
一方、「1年間ほとんど行わなかった人」は、27.7%（29年度）、29.9%（26年度）、25.6%（21年度）。（図表１）
性別では「週１回以上行っている」は男性49.2%、女性42.1%、「1年間ほとんど行わない」は男性24.2%、女性30.4%（29年度）

（2）今後行いたい運動やスポーツ（平成29年度目黒区世論調査）
「ウォーキングやジョギングなどの屋外活動」が34.4%、「ラジオ体操やヨガなどの健康体操」が31.5%で3割を超える。

（3）区立体育施設の一般公開の利用者、教室・講習会の参加者
下表のとおり、年々増えている。（図表2、図表3）

図表１：区民の運動・スポーツ実施率

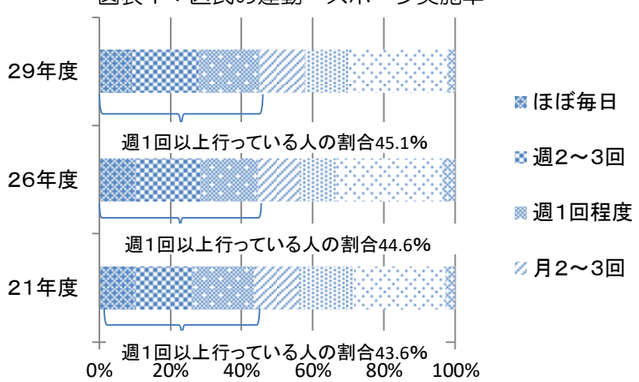

出典：目黒区世論調査

図表２：区立体育施設の一般公開の利用者数

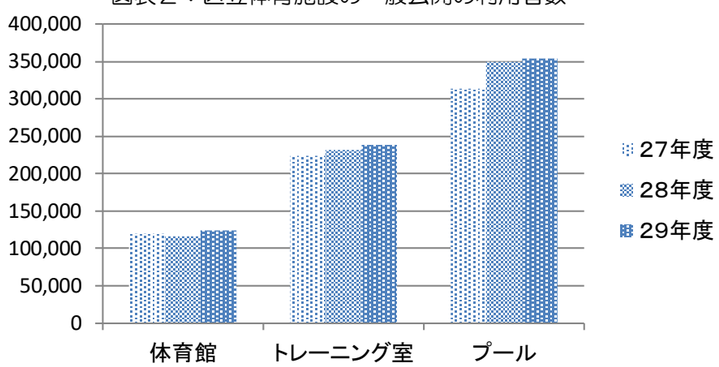

出典：区民生活部事業概要

図表３：区立体育施設の教室・講習会の参加者数

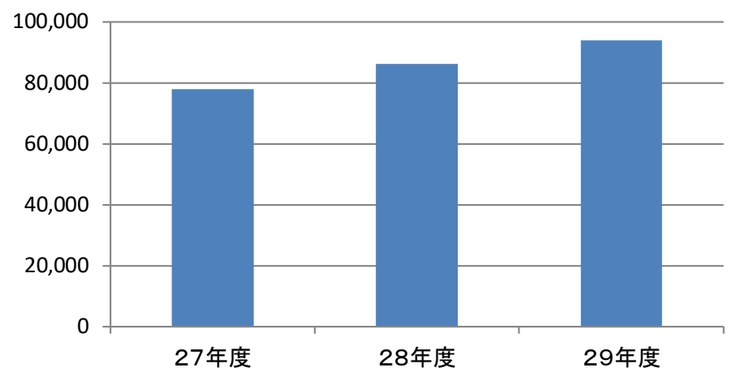

出典：区民生活部事業概要

基本構想検討シート　：　スポーツ振興分野

4　スポーツ振興分野の個別計画の概要

■スポーツ推進計画　（平成28年3月策定　計画期間：平成28年4月～38年3月）

【基本理念】
スポーツで拓く（ひらく）未来（あした）
―豊かな健康ライフで、活力あるひと・まち“めぐろ”―

【目指すべき将来像】
（1）スポーツを通して豊かな人間性をはぐくむまち
（2）スポーツを通したふれあいと活力のあるまち
（3）ともに支え合い健康に暮らせるまち

【基本方針】
（1）連携・協力を基本としたスポーツ環境の創造
（2）スポーツを通じた地域課題の解決とコミュニティ形成の促進
（3）主体的な住民参加の充実と行財政運営の促進

【基本目標の3つの柱】
区民一人ひとりがスポーツを「行う」「みる」「支える」という人とスポーツのかかわり方を柱とする

【基本施策】
（1）子どもがスポーツに親しむ機会の充実
（2）区民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進
（3）障害者がスポーツに親しむ機会の充実
（4）区民が主体的に参画し、コミュニティ形成につながる地域スポーツ環境の整備
（5）「みる」「支える」スポーツの推進
（6）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への支援と地域活性化
（7）区民が気軽にスポーツができる環境の整備

5　新たな政策課題

（1）スポーツ実施率の向上
区民のスポーツ実施率を、計画目標である65%（平成37年度まで）に向上させる必要がある。特に実施率の低い層（ビジネスパーソン、女性、障害者等）や無関心層をターゲットにした取り組みが求められている。

（2）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後のスポーツ機運の維持・向上
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で向上したスポーツ機運を、大会終了後も引き続き維持・向上していく必要がある。

（3）健康増進や健康寿命の延伸
高齢者層の健康・体力の保持を図るため、無理のないスポーツ・レクリエーションのプログラムを活用し普及するなど、関係組織との連携による「スポーツと健康増進」事業の展開が求められている。

（4）老朽化した区立体育施設の改修・改築
区有施設見直し方針を踏まえ、老朽化した区立体育施設の改修・改築の計画を策定する必要がある。

6　課題解決の方向性（5年後、10年後）

5年後
（1）子どもがスポーツに親しむ機会を充実する。
（2）区民のライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。
（3）障害者がスポーツに親しむ機会を充実する。
（4）区民が主体的に参画し、コミュニティ形成につながる地域スポーツ環境を整備する。
（5）みる」「支える」スポーツを推進する。
（6）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後のスポーツ機運を維持・向上する。
（7）区民が気軽にスポーツができる環境を整備する。

１０年後
（1）スポーツが生活に身近な活動であるという意識を浸透していく。
（2）スポーツ無関心層に対する誘引策に取組んでいく。
（3）指導者や仲間、場所のマッチング機能の整備によるスポーツに容易に取り組める環境を実現していく。
（4）スポーツの継続的な実施による健康寿命の延伸と健康長寿社会を実現していく。

7　あるべき姿・将来像

審議会で検討予定